

令和6年度

高度救命処置用資機材  
高度管理医療機器

(酒田救急ワークステーション配置)  
(消防署余目分署配置)

仕 様 書

酒田地区広域行政組合

## 第1 総則

### 1 目的

本仕様書は、令和6年度において酒田地区広域行政組合消防本部（以下「本部」という。）が購入する高規格救急自動車（以下「高規格救急車」という。）に積載する高度救命処置用資機材・高度管理医療機器（以下「処置用資機材」という。）の仕様について定める。

### 2 概要

処置用資機材は、次に掲げる装備をもって構成されるものとする。

（詳細については別紙による。）

- (1) 気道確保用資機材
- (2) 酸素ボンベ
- (3) レギュレーター
- (4) 三方チーズ
- (5) 血中酸素飽和度測定器
- (6) 心電計
- (7) 自動人工呼吸器
- (8) 半自動体外式除細動器
- (9) 自動車電話
- (10) その他処置用資機材

### 3 適合法令

処置用資機材は、次に掲げる法令、その他関係法令及び通達等に適合するものとする。

- (1) 国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額告示（平成16年総務省告示第281号）
- (2) 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年消防消第49号）の災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材の技術上の規格を定める省令
- (3) 救急業務実施基準（昭和39年自甲教発第6号）
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律145号）

### 4 保証

処置用資機材の保証期間については、各メーカーの公表した期間とする。

ただし、保証期間経過後であっても設計不良、工作不良及び材質不良に起因する不具合箇所が生じた場合は、速やかに無償で修理又は取替えを行うものとする。

### 5 保守点検

自動人工呼吸器及び半自動式除細動器は、複数年の点検パックを取り付けること。なお、点検パックの詳細については別紙のとおりとし、機器本体に複数年点検パックの証書を貼り付けるものとする。

## 6 疑義事項

受注者は、納入にあたり疑義が生じた場合は、本部の承認を得るものとする。

## 7 技術援助

受注者は、処置用資機材納入後、構造説明及び取扱訓練（2日間）に関する技術者を派遣して技術指導を行うものとする。なお、技術指導に要する費用は受注者が負担するものとする。

## 8 納入時の点検整備

受注者は、処置用資機材について点検整備及び満充電（半自動体外式除細動器バッテリーを除く）を行い使用可能な状態で納入するものとする。

## 9 納入数量

処置用資機材 2式

## 10 納入場所

以下の場所に付属品等を含め納入すること。

- (1) 酒田市あきほ町30番地 日本海総合病院内  
酒田地区広域行政組合消防本部救急課（酒田救急ワークステーション）
- (2) 庄内町余目字滑石54番地4  
酒田地区広域行政組合消防署余目分署

## 11 納入期限

納期は令和7年3月31日とする。

## 第2 処置用資機材の仕様

- 1 処置用資機材については、別紙のとおりとする。
- 2 取付け（金具・架台）又は積載スペースは、令和6年度に本部が購入する高規格救急車の受注者が設けるため、両受注者で協議すること。

## 第3 その他

本仕様書で商品名等が記載されているものについては、これと同等以上の性能を有するものとする。

また、新製品が発売された場合は、本部と協議すること。